

あきらめないために、知っておくと役に立つ情報

「あきらめずに夢を追いつく」

ポシブル医学科学株式会社 運営本部
ポシブルJR三原駅前店 店長 馬場 進也

広島県にある三原市は海や山に囲まれた自然が豊かな街です。その中心となる三原駅の敷地内にポシブルJR三原駅前店はあります。

ポシブルJR三原駅前店では、利用者様が出来る事、感動した事を写真とコメントを入れて「ポシブルアルバム」として綴っており、ご家族様やケアマネジャー様、新しく来られた方、見学、体験の利用者様に紹介をさせて頂いております。

今回はその中から、M様の出来た事、ご本人様のコメントを紹介させて頂きます。

M様には平成25年8月の開設当初からご利用頂いております。当初は右手、右足が使いにくい、思うようにいかない自分自身と葛藤しながらもご自宅での自主トレーニング、週2回のポシブルでのリハビリ、訪問リハビリを併用し、頑張ってきたりました。日課としてご自宅裏の山手にあるバイパスの駅までの往復を繰り返して行ってきたりました。そんな中、ご本人様からバスに乗り、三原駅前のパン屋に買い物に行きたいという希望が出てきました。これまでの日課のコースではなく、公共交通機関を利用する事に対する不安もありましたが、本人様の強い要望を何とか叶えたいという事で、奥様、ケアマネジャー様と協議し、支援していく事になりました。まずは歩く事、そしてバスのステップを上がる事、パン屋の中で飲み物とパンを運ぶ事の動作を練習しました。初めは飲み物をおぼんに乗せて歩く事が難しかったものの、徐々に慣れてくられ、安定して歩く、段差を昇る事も可能になりました。



ポシブルJR三原駅前店

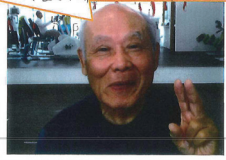
最近こんなことがありました！報告

M様 目標達成！！

ご利用目標

「バスに乗って、三原駅前まで出かけたい。」

訓練として自宅近隣の駅まで徒歩約600歩、往路50分より30分間の短縮（約60分）を目指し、三原市内のバスを乗る事で、より安全に駅まで、その他近隣の往復（約1.5km）は、2号線の歩行です。駅前のバスを乗り三原駅前まで往復達成。駅前のバスを乗り三原駅前まで往復達成。駅前のバスを乗り三原駅前まで往復達成。



そんなある日、ポシブルを利用しない日にM様が店舗に顔を出して下さいました。お聞きするとパン屋に行き、駅前の写真屋に行く所だとおっしゃいました。この日の光景は今でも忘れられない事はありません。リュックを背負い、お一人で店舗に報告に来て下さった事には本当に感動しました。何よりもご本人様、奥様、ケアマネジャー様の御協力のもと、達成出来た瞬間のM様の嬉しそうな表情は、これまで頑張ってきた日数の苦労が喜びに変わった瞬間でした。

その後の経過ですが、バスに乗って駅前で降り、店舗の隣のコンビニにも立ち寄られる事もありました。次は電車に乗って広島市内に行ってみようというご希望をお持ちです。

ポシブルは可能性という言葉ですが、可能性を切り拓くのはご本人様であり、その為にはご家族様やケアマネジャー様、他サービスの関係者の皆様の御協力が不可欠なものです。

ポシブルはその可能性を切り拓く為の原動力の一部ではありません。本心に叶えたい夢を叶えられるまで、あきらめずに追求していく事、ここに我々の取り組みの本質があり、今後、沢山の利用者様の喜びに出会えるよう、精一杯取り組んで参ります。

まとめ知識

介護保険制度改定に伴い 気をつけること

4月1日付で介護報酬改定に関するQ&Aの第一弾が発表されました。その中で、私たち通所介護事業所が特に注意すべき点をあげてみました。

(以下、Q&Aより抜粋)

1. 個別機能訓練加算について (Q&A 問40～48)

① 個別機能訓練加算(Ⅰ)と個別機能訓練加算(Ⅱ)を併算する場合、それぞれ算定要件である居宅訪問による居宅での生活状況の確認は別々に行う必要はないが、それぞれの加算で行うべき機能訓練の内容は異なることから、両加算の目的・趣旨の違いを踏まえたうえで個別機能訓練計画を作成する必要がある。

② 利用者宅へ送迎をした後そのまま職員が残り、生活状況を確認する場合は認められる。

③ 居宅を訪問している時間は人員基準上必要な配置時間に含めることができる。

2. 地域連携の拠点としての機能の充実 (Q&A 問49)

生活相談員の事業所外での活動に関しては、その活動や取組の内容について記録しておく必要がある。

3. 看護職員配置基準の緩和 (Q&A 問50)

利用者の急変に対応できるよう、病院・診療所又は訪問看護ステーションの看護職員から適切に指示を受けることができる連絡体制を確保していることで密接かつ適切な連携を図っていることによる。

但し、配置基準緩和のためには契約を結ぶ必要がある。

4. 送迎が実施されない場合の評価の見直し

① 徒歩送迎は減算対象にならない。

② 利用者宅まで迎えに行ったが利用者や家族の都合で結果的に自己送迎であった場合でも、実際に送迎を行っていない場合は減算となる。

※送迎の有無については、業務日報に記録しておく必要があります。

大きな介護報酬改定がある年は、追加のQ&Aが何度も出されます。

WAM NETの介護保険最新情報を常に確認し、Q&Aの内容は職員全員に周知しておきましょう。

WAM NET <http://www.wam.go.jp/content/wamnet/public/top/>

これらの内容は行政によって解釈が違いローカルルールが適用される場合があります。不明な点がありましたら必ず各行政に確認をしてください。また、行政で行われます集団指導には必ず参加をして常に新しい情報を入手しておきましょう。